

国自旅第422号
令和6年3月29日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長
(公 印 省 略)

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃収入の増加を目的としない
運賃の上限変更に関する処理方針について

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日国自旅第116号）」（以下「処理方針通達」という。）により処理しているところである。

近年、路線バスにおける車内決済のキャッシュレス化の推進や公共的割引の導入促進の必要性が高まっている。このため、乗合バス事業者がキャッシュレス化の推進等による利用者利便の向上を目的に、運賃の上限を変更した上で、全体の運送収入を増加させないよう、上限の範囲内において割増の運賃と割引の運賃を組み合わせた運賃の設定（以下「組替運賃」という。）を実施する場合は、当該申請に係る処理方針について下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、別添のとおり公益社団法人日本バス協会会長あてに通知したので申し添える。

記

1. 基本方針

- (1) 本通達では、運賃収入を増加させない範囲で以下の政策的な割引運賃を導入するため、当該割引に伴う減収を割増運賃の設定により増収させる運賃改定に適用し、運賃収入の増加を図ることを目的と判断されるものは対象としない。
 - イ. キャッシュレス割引
 - ロ. 障がい者等割引（「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成13年12月5日国自旅第118号）」（以下「制度通達」という。）第6 1. 一般割引（1）の障がい者割引運賃）
 - ハ. 混雑期又は混雑路線において旅客需要の平準化等を目的に設定される割引
- (2) 運賃の上限変更については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項の規定による認可により実施することとし、上限の範囲内における運賃の設定については、道路運送法第9条第3項の規定による届出により実施することとする。
- (3) 組替運賃の実施に当たっては、利用者利益の保護の観点にも十分配慮することとする。

2. 認可の手続

- (1) 1. (1) の運賃改定においては、本通達の規定によるもののほか、処理方針通達を適用する。
- (2) 道路運送法第9条第2項の規定及び処理方針通達による審査においては、本制度の目的に鑑み、総括原価については平年度において変化しないものとして取り扱う。

したがって、組替運賃の実施により変更された運賃に基づき算出した運賃収入と、組替運賃による変更が行われなかった場合の運賃に基づき算出した運賃収入を適切な方法により比較及び検証を行い、組替運賃の実施によって運賃収入が増加しないことをもって、適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものとみなすこととする。
- (3) この場合において、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第8条第3項第5号の規定を適用し、原価計算書等の添付は不要とする。
- (4) 1. (1) ハ. の割引運賃を実施する場合は、制度通達第6 2. の高頻度利用者割引等による利用頻度の高い利用者に配慮した割引運賃を同時に設定すること。
- (5) 本通達の規定による割増運賃については、処理方針通達 第5 4. の割増運賃として設定し、当該割増運賃の額が適用の対象となる輸送に係る上限運賃額とする。
- (6) 割増運賃の割増率は、併せて導入する割引運賃額の2倍程度まで設定できるものとする。
- (7) 組替運賃による割増運賃については、次回運賃改定（運賃改定により運送収入の増加を目的とするもの）までの暫定的な運賃として設定し、次回運賃改

定における改定率の算出に当たっては、暫定的な割増運賃を適用しない場合の運賃額を基準とした改定率により算出する。

- (8) 組替運賃の認可に当たっては、割増運賃と併せて導入する割引運賃の額を変更しようとする場合は、割増運賃の額を見直すことを求める条件のほか、政策の効果を図るために必要となる実績等の事後報告を求める条件を付すものとする。

3. 組替運賃の実施に必要な事項

(1) 計画の策定

組替運賃の実施を希望するバス事業者は、運賃の上限の変更の申請にあたっては、認可申請に必要な書類のほか、以下の事項を盛り込んだ計画を提出する。

- ・ 組替運賃を実施する地域又は区間
- ・ 設定しようとする運賃(割増及び割引となる運賃の改定率)
- ・ 割増及び割引となる運賃の改定率の根拠となる事項(運賃収入が増加しないことの根拠となる資料を含む。)

(2) 意見の聴取

- イ. 地方運輸局長は、組替運賃の手続きを開始した場合には、道路運送法施行規則第 55 条に基づき、当該事案を公示することとする。
- ロ. 事案公示後 10 日以内に、道路運送法施行規則第 56 条に定める利害関係人から、道路運送法施行規則第 57 条に基づく申請がなされた場合は、道路運送法第 89 条に基づき、意見の聴取を行うこととする。

(3) 利用者への情報提供、配慮等

バス事業者は、組替運賃の実施に当たっては、十分な時間的な余裕をもって周知を行う等、利用者の理解が得られるよう努めることとする。

附 則

本通達は、令和 6 年 3 月 29 日より施行する。